

国立大学法人東京医科歯科大学と文京区との相互協力に関する協定

国立大学法人東京医科歯科大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究と地域社会の発展のために協力し、もって人材の育成と地域社会及び地域の文化・産業の進展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 この協定に基づく相互協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果の交流
- (2) 人材の提供及び知的資源の交流
- (3) 施設の利用
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めたこと

2 前項各号に規定する相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項に規定する期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月28日

甲 東京都文京区湯島一丁目5番45号
国立大学法人東京医科歯科大学
代表者 学 長 大 山 喬 史

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

国立大学法人東京医科歯科大学と文京区との

相互協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、国立大学法人東京医科歯科大学と文京区との相互協力に関する協定（平成22年1月28日締結。以下「協定」という。）第2条第2項に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(学術研究の成果の発表)

第2条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「甲」という。）は、その学術研究の成果を、文京区（以下「乙」という。）に対し、積極的に公開するよう努める。

2 甲は、その学術研究の成果を、乙の依頼に応じ、乙の学校教育、生涯学習、公衆衛生等に係る施策の充実に活かすよう努める。

3 乙は、甲の開催する公開公演会等について、甲からの依頼があった場合には、その広報について協力するよう努める。

4 乙は、甲からの依頼があった場合、甲の学術研究成果を発表する場所及び機会の提供に努め、必要に応じて後援等を行う。

(インターンシップの実施)

第3条 甲及び乙は、甲の学生を乙において実習させる事業（以下「インターンシップ」という。）を実施する。

2 インターンシップの内容については、別途協議する。

(施設の利用)

第4条 甲及び乙は、協定の目的を達成させるため、それぞれ保有する施設を、その業務に支障のない範囲において利用させるよう努める。

2 施設の利用の形態、料金、利用期間等については別途協議する。

(その他の協力)

第5条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、第2条から第4条までに規定する事項以外の相互協力について検討し、必要に応じて協議を行う。